

教育相談事業の概要(一般的な相談の流れ)

例えばこんなことで悩んでいたら
御相談ください。

幼稚園・学校に行きたがらない おちつきがない いじめる・いじめられる
外では話せない、内気 人の物・金銭をとる 乱暴なことをする
神経質 しつけが難しい 反抗的
集団になじめない 困ったくせがある 子育てに自信がない など

まずはこちらの窓口で
御相談ください。

電話(教育総合相談センター) 一般教育相談・いじめ110番

小・中学生のお子さんを対象とした電話
相談を行っています。

区役所

子ども家庭支援相談

乳幼児から小・中学生までを対象とした電
話及び面接による相談を行っています。
詳細はお住まいの区役所にお問い合わせ
ください。

学校 学校訪問相談・ スクールカウンセラー派遣

カウンセラーが各学校を訪問して相談を
行っています。学校によって相談日・相談
体制は異なります。詳細は各学校にお問い
合わせください。
※ 各学校の教職員(担任・学年主任・養
護教諭・児童生徒指導担当教諭など)に
も御相談できます。

状況に応じて専門相談へ
御案内します。

教育総合相談センター 心理・医療などの専門相談

心理相談(面接)

小・中学生のお子さんを対象と
した定期的・継続的な心理相談で
す。
保護者・お子さんそれぞれの心
理相談員(臨床心理士)がお会い
します。

医療相談(面接)

小・中学生のお子さんの心の面
について、児童精神科医がお会い
して相談を受けます。
原則として1回の相談となりま
す。

幼児相談(電話)

幼児を対象に幼児相談員が電話
で相談を受けます。

より適切な機関を
御紹介すること
もあります。